

# 継続

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 3年(平成34年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(平成34年3月31日まで) |

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
各方面本部長

警察庁丁暴発第113号  
平成31年3月19日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
暴力団対策課長

## 労働者派遣事業からの暴力団排除の推進について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号）が成立し、同法による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）において、労働者派遣事業の欠格要件に暴力団排除条項が整備され、本年10月1日に施行されることに伴い、警察庁と厚生労働省においては、別添1「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）のとおり合意し、同日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件に関しては、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課長から各都道府県労働局に対し、別添2「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する警察当局への意見聴取手続等について」（平成24年8月31日付け職派需発0831第2号）が発出されているので参考とされたい。

## 記

### 1 法の目的（改正）

職業安定法と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

### 2 排除対象

この度の法改正により、法第6条の欠格要件に、次の暴力団排除条項が整備された。

#### (1) 一般労働者派遣事業

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第6条第8号）

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が暴力団員等に該当するもの（法第6条第9号）

ウ 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第6条第10号）

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第6条第11条）

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者（法第6条第12号）

#### (2) 特定労働者派遣事業

法第17条において準用する法第6条第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号に該当すると認められる者

### 3 厚生労働省との合意事項の概要

労働者派遣事業から暴力団員等を排除するために、都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、一般労働者派遣事業の許可の申請、特定労働者派遣事業の開始の届出又は役員の変更に関する届出（以下「許可申請等」という。）における事業主（法人である場合は、その役員を含む。以下同じ。）の暴力団排除条項該当性について、警察に対して意見を聴取することができるものとした。

### 4 意見聴取及び意見陳述の手続

#### (1) 事務処理の担当窓口

意見聴取及び意見陳述（以下「意見聴取等」という。）については、労働者派遣事業の許可申請等に係る事務所の所在地を管轄する労働局と当該労働局が所在する都道府県を管轄する都道府県警察の間で行うものとし、その具体的な事務処理担当部門は、労働局の労働者派遣事業を監督する部門（以下「需給調整事業部門」という。）と都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）とする。

#### (2) 意見聴取等の要領

ア 需給調整事業部門の長（以下「需給調整事業部門長」という。）は、労働者派遣事業に係る許可申請等における審査及び確認を行う場合、暴力団対策主管課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、当該事業主の暴力団

排除条項該当性の有無について、文書及び電磁的記録媒体により意見聴取を行う。ただし、各労働局における許可申請等の件数の実情を勘案し、文書のみ意見聴取を妨げるものではない。

イ 暴力団対策主管課長は、前記アによる意見を求められたときは、必要に応じ、更に資料等の提出を求めた上、当該事業主の暴力団排除条項該当性を確認し、需給調整事業部門長に対し、文書により速やかに意見を述べるものとする。

なお、意見陳述については、調査に日数を要するなどにより、速やかな意見陳述が困難な場合には、その都度、暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長において協議すること。

ウ 暴力団対策主管課長は、前記アによる意見聴取以外で、労働者派遣事業に係る事業主が暴力団排除条項に該当すると認める事実を確認した場合には、当該事実の確認された区域を管轄する需給調整事業部門長に対して、文書により速やかに通知を行うこと。

### (3) 事業主への通知等

暴力団対策主管課長から暴力団排除条項に該当する旨の意見陳述又は通知が行われた場合は、需給調整事業部門長から当該事業主に対し、不許可通知書の交付等、労働者派遣事業からの排除のための必要な措置が執られることとなる。

### (4) 都道府県警察と労働局との連携強化

暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長は、意見聴取等の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、暴力団排除対策を推進すること。

## 5 都道府県警察の対応

### (1) 暴力団排除への対応

都道府県警察においては、合意書に基づく意見聴取等に適切に対応するとともに、各種事件捜査等の警察活動を通じて、労働者派遣事業に排除対象が介入している事実を認めた場合は、労働局に対して積極的な通知を行うとともに、事件化を視野に入れた捜査活動に移行するなどの対応に配慮すること。

### (2) 保護対策等

労働局やその職員に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。

## 6 留意事項

### (1) 指導教養の徹底

暴力団対策主管課長は、警察署はもとより、関係部門に対して、事件等の取扱いを通じて労働者派遣事業に排除対象の介入を認めた場合は、迅速な報告連絡が行われるよう指導教養を徹底すること。

(2) 積極的な情報収集

暴力団対策主管課長は、関係部門と連携を密にし、労働者派遣事業への排除対象の関与についての情報を積極的に収集すること。

(3) その他

合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び厚生労働省において、その都度協議の上、決定することとしているので、暴力団対策主管課長にあっては、係る事項が存する場合は、警察庁宛て報告すること。

本件担当

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

赤木警視 800-4553

藏田警部 800-4563

【継続措置状況】

初回発出日：平成24年8月31日

(有効期間：平成31年3月31日)

労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第231号  
職派需発0831第1号  
平成24年8月31日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
露 木 康 浩

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課長  
富 田 望

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号）の施行に伴い、同法による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）に基づく労働者派遣事業からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と厚生労働省は、都道府県警察（以下「警察」という。）と同省の都道府県労働局（以下「労働局」という。）との間での業務の運用について、下記のとおり合意する。

記

1 合意書の趣旨

労働局は、法第5条に定める一般労働者派遣事業の許可の申請、法第16条に定める特定労働者派遣事業の開始の届出又は法第11条若しくは第19条に定めるこれらの申請若しくは届出事項の変更（役員の変更の場合に限る。）の届出（以下「許可申請等」という。）における審査及び確認を行う場合は、法第6条第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に定める者を排除するため、警察に対して、当該許可申請等を行っている事業主（法人の場合は、その役員を含む。以下同じ。）の暴力団排除条項該当性について意見の聴取を求めるものとする。また、警察は、労働局からの意見聴取に対して当該事業主の暴力団排除条項該当性について意見を述べるものとする。

2 排除の対象

労働者派遣事業から排除する対象は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第6条第8号）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人

が暴力団員等に該当するもの（法第6条第9号）

- (3) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第6条第10号）
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する（※注）者（法第6条第11号）
- (5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者（法第6条第12号）

（※注）「事業活動を支配する」とは

- ① 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- ② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。

### 3 意見聴取及び意見陳述の要領

#### (1) 事務処理担当窓口

意見聴取及び意見陳述（以下「意見聴取等」という。）は、労働者派遣事業の許可申請等に係る事務所の所在地を管轄する労働局と当該労働局が所在する都道府県を管轄する警察との間で行うこととし、具体的な事務処理を担当する窓口は、以下のとおりとする。

##### ア 労働局の窓口

労働者派遣事業を監督する部門（以下「需給調整事業部門」という。）

##### イ 警察の窓口

警察の本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）

#### (2) 意見聴取等の手続

##### ア 意見聴取

需給調整事業部門の長（以下「需給調整事業部門長」という。）は、労働者派遣事業の許可申請等があった場合、暴力団対策主管課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、当該事業主の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）及び電磁的記録媒体により意見を求めるものとする。

##### イ 意見陳述

暴力団対策主管課長は、前記3(2)アによる意見を求められたときは、当該事業主についての暴力団排除条項該当性を確認し、該当性の有無について、需給調整事業部門長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により意見を述べるものとする。

なお、暴力団対策主管課長は、暴力団排除条項該当性の確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、需給調整事業部門長に対し、更なる資料等の提供を求めることができるものとする。

##### ウ 警察が自ら意見陳述を行う場合

暴力団対策主管課長は、前記3(2)アによる意見聴取以外で、労働者派遣事業に係る事業主が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する需給調整事業部門長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

## (3) 労働局の対応

暴力団対策主管課長から、暴力団排除条項に該当する旨の意見陳述が行われた場合には、厚生労働本省の指示に従い、需給調整事業部門長から当該事業主に対し、その理由を付した不許可通知の交付その他の必要な措置を執るものとする。また、前記3(2)ウの通知を受けた需給調整事業部門長は、当該事業所を排除するため必要な措置を執るものとする。

## 4 意見聴取等に関する留意事項

- (1) 意見聴取を行う場合は、原則、CSV形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク等）により行うものとする。ただし、各労働局の許可申請等の件数の実情を勘案し、事務処理上の負担を及ぼさない場合は、文書のみ意見聴取を行うことを妨げるものではない。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、別記様式第4号の補足説明に従い、入力するものとする。

- (2) 暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、手交で行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手交により難いと認められるなどの特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

- (3) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

## 5 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長は、本合意書に基づく意見聴取等その他両者間で行われる情報交換に係る情報について、意見聴取等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他の情報管理に万全を期するものとする。

## 6 連携の強化

暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長は、意見聴取等手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、労働者派遣事業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

## 7 保護対策

暴力団対策主管課長は、暴力団員等による労働者派遣事業への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、労働局職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

## 8 その他

- (1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び厚生労働省において、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 本合意書に基づく業務の運用は、平成24年10月1日から開始するものとする。

●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長 殿

●●労働局需給調整事業部門長 印

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく意見聴取について

下記の者から（一般・特定）労働者派遣事業に関する（許可・届出・役員変更）申請がありましたので、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）第6条に規定する暴力団排除条項に該当するか否かについて、「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年8月31日付け警察庁丁暴発第231号、職派需発0831第1号）に基づき、意見を聴取します。

記

1 照会対象者

別記様式第4号記載のとおり。

※ 別記様式第4号を用いない場合は、氏名（フリカナ）、生年月日、性別、住所を記載し、法人の場合は、その法人の商号又は名称、その者の役職を加えて記載すること。



●●労働局需給調整事業部門長 殿

●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長 印

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく意見陳述について

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年8月31日付け警察庁丁暴発第231号、職派需発0831第1号）に基づき、平成●年●月●日付け（文書番号）で意見を求められた件について、下記のとおり意見陳述します。

記

※ 該当した場合

照会対象者●●●●（法人名）が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）第6条第●号に該当する事由があると認められる。

※ 該当しない場合

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）第6条の規定に該当しない。

●●労働局需給調整事業部門長 殿

●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長 印

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく通知について

下記の者については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）第6条第●号に該当する事由があると認められるので、「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年8月31日付け警察庁丁暴発第231号、職派需発0831第1号）に基づき、通知します。

記

- 1 氏名（フリガナ）
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所
- 5 法人の場合にあつては、その法人の商号又は名称及びその者の役職
- 6 理由  
上記の者が、法第6条第●号に該当する事由があると認められる。
- 7 その他（必要により記載）

別添2  
職派需発0831第2号  
平成24年8月31日

各都道府県労働局  
需給調整事業担当部長 殿

厚生労働省職業安定局  
派遣・有期労働対策部需給調整事業課長  
( 公 印 省 略 )

労働者派遣事業からの暴力団排除に関する警察当局への意見聴取  
手続等について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号）の施行に伴い、同法による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）に基づく労働者派遣事業からの暴力団排除を徹底するため、今般、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長との間で意見聴取及び意見陳述等に係る合意書（以下単に「合意書」という。別添1参照）を取り交わした。

これに基づき、実務的な取扱いを下記のとおり定め、平成24年10月1日以降の許可申請又は届出から適用することとしたので遺漏なきよう対処されたい。

なお、下記内容については、警察庁と協議済みであり、本通知の発出に併せ、警察庁から各地方機関の長及び各都道府県警察の長宛に、別添2「労働者派遣事業からの暴力団排除の推進について」（平成24年8月31日付け警察庁丁暴発第232号）が発出されているので参考とされたい。

## 記

- 1 都道府県労働局と都道府県警察との間で行う意見聴取及び意見陳述の対象等
  - (1) 意見聴取及び意見陳述の対象となる許可申請及び届出  
意見聴取及び意見陳述の対象となる許可申請及び届出（以下「許可申請等」という。）については、次に掲げる場合とする。

- ① 法第5条に定める一般労働者派遣事業の許可の申請
  - ② 法第16条に定める特定労働者派遣事業の開始の届出
  - ③ 法第11条若しくは第19条に定める申請若しくは届出事項の変更（役員の変更の場合に限る。）の届出
- (2) 意見聴取及び意見陳述を行う事項
- 意見聴取及び意見陳述を行う事項は、合意書の2に定められた暴力団排除条項（法第6条、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号の規定をいう。以下同じ）に、申請者である個人、法人及び当該法人の役員が該当していないか確認することである。

## 2 意見聴取及び意見陳述の手続

- (1) 意見聴取及び意見陳述については、労働者派遣事業の許可申請等に係る事務所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」をいう。）と当該労働局が所在する都道府県を管轄する都道府県警察（以下「警察」という。）の間で行うものとし、その具体的な事務処理担当部門は、労働局の労働者派遣事業を監督する部門（以下「需給調整事業部門」という。）と警察の本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）とする。

### (2) 具体的な手続等

ア 需給調整事業部門の長（以下「需給調整事業部門長」という。）は、労働者派遣事業に係る許可申請等における審査及び確認を行う場合、暴力団対策主管課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、当該事業主の暴力団排除条項該当性の有無について、文書及び電磁的記録媒体により意見聴取を行う。

ただし、各労働局における許可申請等の件数の実情を勘案し、都道府県警察の合意が得られれば、文書のみ意見聴取を妨げるものではない。

イ 暴力団対策主管課長から、前記アによる意見聴取に対して、暴力団排除条項に該当する事由がある旨の意見陳述を受けた際には、速やかに本省に報告する。

また、暴力団対策主管課長から更に資料等の提出を求められた場合は、必要性を確認の上、可能な限り資料等の提供に協力する。

なお、暴力団対策主管課長の意見陳述については、調査に日数を要するなどにより、速やかな意見陳述が困難な場合もあるため、必要に応じて、暴力団対策主管課長と協議する。

ウ 前記ア及びイによる手続以外で、合意書の3の(2)のウによる通知を受けた場合には、速やかに厚生労働本省に報告する。

エ 前記アからウまでの意見聴取及び意見陳述を行う場合は、合意書別記様式を使用する。

ただし、別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

(3) 事業主への通知等

需給調整事業部門長は、暴力団対策主管課長から暴力団排除条項に該当する旨の意見陳述又は通知を受け、本省に報告した場合には、その指示に従い、当該事業主等に対し、不許可通知書の交付その他の必要な措置を執る。

(4) 情報管理の徹底

意見聴取及び意見陳述その他暴力団対策主管課長との間で行われる情報交換に係る情報については、目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他の情報管理に万全を期す。

(5) 都道府県警察との連携強化

需給調整事業部門長は、意見聴取等の手続に関して、暴力団対策主管課長と協力し、緊密な連携の下、暴力団排除対策を推進する。

3 都道府県警察への協力等

(1) 暴力団排除への対応

都道府県警察において、各種事件捜査等の活動を通じて、労働者派遣事業に排除対象が介入している事実が認められた場合には、意見聴取及び意見陳述の手続のほか、警察からの要請があれば、必要な協力を行う。

(2) 保護対策

排除対象の暴力団員等から、労働局やその職員に対する危害が予想される場合には、警察の助言・指導に従い、行動するとともに、緊密な相談を行い、職員の保護を図るよう努める。

4 その他

合意書の 8 において、定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び厚生労働省において、その都度協議の上、決定することとされているため、係る事項が存する場合は、速やかに本省に報告する。